

広島県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十八年広島県告示第四百二十四号	
所在地	広島県呉市安浦町市原、同町中畑及び同町下垣内地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因
	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因
	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因
市原川（七五一〇）	土石流	市原川（七五一〇）
田之原川（五〇〇九）	土石流	田之原川（五〇〇九）
中畑川支川（一七）	土石流	
中ヶ原川（二九）	土石流	中ヶ原川（二九）
泉谷川（二八）	土石流	泉谷川（二八）
市原川（二一b）	土石流	市原川（二一b）
市原川（二一a）	土石流	市原川（二一a）
エナリ谷川（二〇）	土石流	エナリ谷川（二〇）